

令和8年6月17日

こども未来部こども家庭支援課

ベビーシッター利用支援事業について**1 目的**

保護者がベビーシッターによる一時保育サービスを利用した際の利用料の一部補助について、対象及び補助上限時間数を拡大することで、子育ての負担軽減を図るとともに、一時保育を利用しやすい環境を整備する。

2 対象者 江東区在住の未就学児を養育する保護者

※8年度より、障害児については、小学校6年生の保護者まで対象を拡大

3 補助内容**(1) 対象業務**

東京都の認定するベビーシッター事業者が提供する一時保育サービスのうち純然たる保育サービス（入会金やキャンセル料、おむつ代など、保育サービスに付随するものは補助対象外）

(2) 対象時間

こども一人あたり144時間（多胎児は一人あたり288時間）

※8年度より、ひとり親家庭及び障害児についても一人あたり288時間

(3) 補助上限額

7時～22時までの利用分 2,500円/時間

22時～翌7時までの利用分 3,500円/時間

(4) 申請方法

①都認定事業者のベビーシッターサービスを利用（区への事前申請不要）

※事業者へベビーシッター利用支援事業を活用する旨を伝える

②利用後、事業者へ料金を支払う

③必要書類を揃えて事務局へ申請（電子申請または郵送）

④利用月の翌月末締めで申請を受け付け、受付の翌月末頃に補助金を口座に振り込む

(5) 事業（拡大）開始

令和8年4月1日利用分より

4 周知

ホームページ、SNS、区報（4月21日号）等で周知